

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム「なかかんの里」 料金表

令和5年1月現在

① 介護保険給付サービスに関する利用料金（A）

【施設利用料自己負担】

＜介護保険給付＞

（単位）

要介護度	※居室区分	基本サービス費	日常生活継続支援加算	個別機能訓練加算（I）	介護保険自己負担合計（A）
要介護1	従来型多床室	573	36	12	621
	ユニット型個室	652	46		710
要介護2	従来型多床室	641	36	12	689
	ユニット型個室	720	46		778
要介護3	従来型多床室	712	36	12	760
	ユニット型個室	793	46		851
要介護4	従来型多床室	780	36	12	828
	ユニット型個室	862	46		920
要介護5	従来型多床室	847	36	12	895
	ユニット型個室	929	46		987

※居室区分 『従来型多床室』 …… 2人部屋 定員 40名
『ユニット型個室』 …… 1人部屋 定員 60名

*表示の数字は単位です。実際の金額は単位×10.14円となり、その1割分をいただいております。

- 基本サービス費 介護サービスの基本的な利用料となります。居室の種類と要介護度によって定められております。
- 日常生活継続支援加算 ①要介護度の高い高齢者（介護度4～5）の割合が70%以上
②日常生活に支障をきたす恐れのある症状もしくは、介護を必要とする認知症である方の占める割合が65%以上
③入居者数に対し介護福祉士を100分の15以上配置
（①～③のうち一つでも要件を満たしている際にいただく費用です）
- 個別機能訓練加算（I） 機能訓練（リハビリ）を行う職員を、基準で定められた数を配置した場合にいただく費用です。

*上記料金表は1割負担の数字となります。ただし一定以上の所得のある方は介護保険給付部分が2割又は3割負担となり、加算についても同様となります。

※体制加算（B）

（基準よりも職員配置等を充実した場合加算されます。当月の職員体制により加算が変わります。令和5年1月現在 対象）

加算種類	加算内容	金額
看護体制加算Ⅰ 従来型（イ） ユニット型（ロ）	常勤看護師を1名以上配置した際にいただく費用です。	6単位/日追加 従来型（イ） 4単位/日追加 ユニット型（ロ）
看護体制加算Ⅱ 従来型（イ） ユニット型（ロ）	入居者25名に対して看護師1名以上配置し、夜間における24時間連絡体制を確保している際にいただく費用です。	13単位/日追加 従来型（イ） 8単位/日追加 ユニット型（ロ）
夜勤職員配置加算Ⅲ 従来型（イ）	基準に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の介護職員又は看護職員を配置した際にいただく費用です。 上記の規定を満たし、夜勤時間帯を通じて看護職員を配置または、喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している際にいただく費用です。（登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要）	28単位/日追加 従来型（イ）
夜勤職員配置加算Ⅳ ユニット型（ロ）	夜勤職員配置加算Ⅲと同様	21単位/日追加 ユニット型（ロ）
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）～（Ⅴ）	国が定める基準に適合しているものとして、届け出た介護老人福祉施設が施設サービスを行った場合にいただく費用です。 ※所定単位数は基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とします。 ※当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。	（Ⅰ）＝所定単位数×8.3% （Ⅱ）＝所定単位数の6.0% （Ⅲ）＝所定単位数の3.3% （Ⅳ）＝（Ⅲ）で算定した単位数の90% （Ⅴ）＝（Ⅲ）で算定した単位数の80%
特定処遇改善加算 （Ⅰ）～（Ⅱ）	介護人材確保のための介護職員の更なる処遇改善としての加算です。介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得し、職場の資質向上や働きやすい環境を作る取り組みを行っていること、算定していることをホームページなどに掲載し公表していることでのいただく費用です。	（Ⅰ）＝所定単位数×2.7% （Ⅱ）＝所定単位数×2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護人材確保のための介護職員の処遇改善としての加算です。介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していることと職場の資質向上、働きやすい環境の取り組みを行っていること、算定していることをホームページ等に掲載し公表していることでのいただく費用です。 * 所定単位数は基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とします。	所定単位数×1.6%
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーション等に勤務する理学療法士と連携し、計画的に機能訓練を実施した場合にいた	100単位/月

	く費用です。	
<u>栄養マネジメント強化加算</u>	管理栄養士を所定の人数配置し、職員共同で作成した栄養計画に基づいたサービスを実施するとともに、食事の際の変化を把握し、問題がある場合には早期に対応します。低栄養のリスクが高い利用者には食事観察を週に3回以上行い、必要時に食事の調整を実施します。栄養状態の情報を活用し、栄養管理を継続的に行い、その情報を定期的に厚生労働省に提出した場合にいただく費用です。	11 単位/日
<u>科学的介護推進体制加算Ⅰ</u>	入居者の身体状況、栄養、口腔、嚥下、認知症の状況やその他の入居者の心身状況等のデータを厚生労働省に報告し、その評価や指摘をもとに事業所の特性や在り方を検証し、ケアの質の向上を推進する場合にいただく費用です。	40 単位/月
<u>科学的介護推進体制加算Ⅱ</u>	上記のⅠの要件に加えて、疾病の状況等を厚生労働省に報告した場合にいただく費用です。	50 単位/月
<u>サービス提供体制強化加算Ⅰ</u>	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上配置している場合にいただく費用です。	22 単位/日
<u>サービス提供体制強化加算Ⅱ</u>	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上、配置している場合にいただく費用です。	18 単位/日
<u>サービス提供体制強化加算Ⅲ</u>	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上配置している場合にいただく費用です。	6 単位/日
<u>個別機能訓練加算(Ⅱ)</u>	個別機能訓練加算(Ⅰ)の要件に加え、個別機能訓練計画等を厚生労働省に提出し、訓練の実施にあたり適切に情報を活用した場合にいただく費用です。	20 単位/月

※各種加算(対象者のみ)(B)

加算種類	加算内容	金額
<u>外泊時費用</u>	入居期間中に入院又は外泊した期間いただく費用です。(6日限度最大12日)	246 単位/日追加
<u>初期加算</u>	入居後30日間いただく費用です。また1ヶ月以上入院等があった場合、再度該当になります。	30 単位/日追加
<u>安全対策体制加算</u>	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合にいただく費用です。	20 単位/月 (入居時に1度限り算定可能)
<u>退所前(後)訪問相談援助加算</u>	入居者及びその家族等に対して相談援助を提供し、退居前後訪問相談援助加算した際にいただく費用です。(入居中1回又は2回、退居後1回を限度とします)	460 単位/回追加
<u>退所時相談援助加算</u>		400 単位/回追加
<u>退所前連携加算</u>		500 単位/回追加
<u>経口移行加算</u>	経管により食事を摂取する入居者について、経口摂取を進めるために医師の指示に基づき栄養管理を行う場合に180日を限度としていただく費用です。 注(但し、医師の指示に基づき必要とされる場合は引き続き追加になります)	28 単位/日追加

経口維持加算Ⅰ	著しい誤嚥が認められる方からいただく費用です。	400単位/月追加
経口維持加算Ⅱ	誤嚥が認められる方からいただく費用です。 注（但し、医師の指示に基づき必要とされる場合は引き続き追加になります） *6ヶ月を限度とします。	100単位/月追加
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食（糖尿病食・腎臓病食など※）を提供した際にいただく費用です。 ※経管栄養は除きます	6単位/回追加
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、 ①口腔ケアを月2回以上行う②当該入居者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入居者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応します。上記の情報を厚生労働省に提出した際にいただく費用です。	110単位/月追加
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり緊急に福祉施設サービスを行う必要があると判断した方に対して、施設サービスを行った際にいただく費用です。（入居した日から起算して7日を限度とします）	200単位/日追加
看取り介護加算（Ⅰ）	医師が終末期にあると判断した入居者に対して、看取り介護を提供した際にいただく費用です。 （死亡日以前45日を限度とします）	死亡日以前31日以上45日以下 72単位/日追加 死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日追加 死亡日の前日・前々日 680単位/日追加 死亡日 1,280単位/日追加
在宅復帰支援機能加算	在宅復帰に向け入居者の家族及び入居者が利用する指定居宅介護支援事業者に対して情報の提供、退居後の居宅サービスの調整をした際にいただく費用です。	10単位/日追加
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡の発生リスクがある入居者ごとに職員共同で褥瘡ケア計画を作成し、評価します。評価結果等は厚生労働省に提出し、その評価に基づき、3ヶ月に1回は計画の見直しを行った場合にいただく費用です。	3単位/月追加
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	上記のⅠの要件に加え、褥瘡の発生リスクがある入居者に褥瘡の発生がなかった場合にいただく費用です。	13単位/月追加
排せつ支援加算Ⅰ	排泄介助に介護を要する入居者に対して、排泄機能向上を目的に職員共同で支援計画を作成し、評価します。強化結果等は厚生労働省に提出します。その評価に基づき、3ヶ月に1回は計画の見直しを行った場合にいただく費用です。	10単位/月追加
自立支援促進加算	医師が入居時から入居者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を行います。自立支援が必要な入居者ごとに職員共同で自立支援計画を作成し、評価し	300単位/月

	ます。評価結果等は厚生労働省に報告し、その評価に基づき、3ヶ月に1回は計画の見直しを行っていただく費用です。	
<u>ADL維持加算(I)</u>	入居者の心身機能の重度化を防止し、機能を維持できているかを評価します。①利用期間が6ヶ月以上の入居者が10名以上②評価対象の初月と6ヶ月目に日常生活動作の機能的評価を実施し、その月に厚生労働省に報告③6ヶ月目の数値から初月の数値を一定の計算式に当てはめ、評価対象入居者のADL利得を平均した数値が1以上の際にいただく費用です。	30単位/月
<u>ADL維持加算(II)</u>	上記Iの①、②の要件に加え、③の評価対象入居者のADL利得を平均して得た値が2以上の際にいただく費用です。	60単位/月
<u>身体拘束廃止未実施減算</u>	身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、未実施の場合は減算となります。	10%/日減算
<u>在宅・入所相互利用加算</u>	複数の利用者が在宅期間及び入居期間を定めて、介護老人福祉施設の同一の個室を計画的に利用した際にいただく費用です。(最大3ヶ月を限度とします)	40単位/日追加
<u>認知症専門ケア加算</u>	認知症ケアの研修を修了した職員を配置し、専門的なサービスを提供した場合にいただく費用です。	(I) = 3単位/日 (II) = 4単位/日
<u>若年性認知症入所者受入加算</u>	入居者が初老期における認知症の場合にサービス提供をした際にいただく費用です。	120単位/日追加
<u>外泊時在宅サービス費用</u>	入居者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度としていただける費用です。	560単位/日追加
<u>再入所時栄養連携加算</u>	入居している方が退居し、当該者が病院または診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該施設に入居する際、二次入居において必要となる栄養管理が、一次入居の際に必要な栄養管理とは大きく異なるため、当該施設の管理栄養士が当該病院または診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養計画を策定した場合にいただく費用です。	200単位/回追加

★入院された際にいただく居住費とは (重要)

* 「ユニット型個室」・・・2,006円/日 「従来型多床室」・・・855円/日

入院された場合はお部屋を空けておく関係から、上記の料金×入院日数分が施設利用料となり減額は効きません。その他に入院費が発生しますのでご注意願います。

★介護保険の自己負担額が一定額を越えた時は、越えた分が被保険者の請求により高額介護サービス費として払い戻されます。(償還払い)

★利用料金に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させていただきます。

②居住費・食費に関する利用料金 (C)

【自己負担額】

(単位：円/日)

居室区分	※利用者負担区分	居住費	食費	自己負担額計 (C)	自己負担計 (D)
従来型 多床室	第1段階	0	300	300	(A) + (B) + (C) = (D)
	第2段階	370	390	760	
	第3段階①	370	650	1,020	
	第3段階②	370	1,360	1,730	
	第4段階	855	1,550	2,405	
ユニット型 個室	第1段階	820	300	1,120	
	第2段階	820	390	1,210	
	第3段階①	1,310	650	1,960	
	第3段階②	1,310	1,360	2,670	
	第4段階	2,006	1,550	3,556	

(注1) 入居期間中に入院または外泊した期間(6日限度だが月をまたぐと最大12日)は外泊加算以外に居住費もいただきます。入院や外泊が7日以上となる際は居住費のみいただきます。

※1、利用者負担区分

- 第1段階 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者
- 第2段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で預貯金額が単身で650万円以下もしくは夫婦で1650万円以下の方
- 第3段階① 世帯全員が市民税非課税で年金収入等が80万円超120万円以下で預貯金額が単身で550万円以下もしくは夫婦で1550万円以下の方
- 第3段階② 世帯全員が市民税非課税で年金収入等が120万円超で預貯金額が単身で500万円以下もしくは夫婦で1500万円以下の方
- 第4段階 上記以外の方(基準額)で住民税課税されている方

※2、地域区分

厚生労働大臣の定める地域区分において、新潟市が7級地の適用となり、単位は10.14円となります。

③介護保険給付外サービスに関する利用料金

(単位：円)

項目	料金	備考
理容(カット+顔剃り)	¥2,500/回	カラーご希望の際は要相談
支払い代行手数料	¥1,000/月	支払い代行業務、金銭、貴重品の管理
おやつ代	¥140/日	消費税増税に伴い変更
電気代	¥50/日 ¥100/日	家電製品を持ち込みの場合 連日コンセントを使用の場合
予防接種	実費	
寝具費(ご家族希望時)	¥1,000/1泊	ご家族様が宿泊された際に施設の寝具を使用された場合
特別な食事(出前他)日用品等	実費	外出時の食事代等

*今後も体制加算等に変更がある場合は、費用に係る同意を得た上で、都度料金表の差し替えで対応させていただきます。